資料Ｎｏ．88

服薬適正化勧奨事業委託の内容

健康福祉部　健康推進課

1　目的　　高齢者の重複服薬や多剤服薬は、副作用が強く起こるなど、様々なリスクがあるため、適正な服薬を促す必要があることから、重複服薬者及び長期多剤服薬者の減少を目的に事業を実施します。

2　概要　　市国民健康保険被保険者のレセプトデータから、65歳以上74歳以下で同系医薬品を重複して服薬しているおそれ（重複服薬）のある対象者及び多剤服薬対象者を特定し、適正な服薬に向けた勧奨通知を送付します。
　当該通知書には、処方状況を記載し、かかりつけ医やかかりつけ薬剤師・薬局へ通知書を持参することを促し、服薬状況の適切な管理につなげます。

3　対象者　65歳以上の市国民健康保険被保険者のうち、レセプトデータから概ね下記の条件に該当する方

- 重複服薬・・・1か月以内に同系の医薬品が複数の医療機関で処方され、処方日数が60日以上となる方
- 多剤服薬・・・複数医療機関の受診があり、6種類以上の薬剤を14日以上処方されている方

4　委託内容

- レセプトデータ分析（対象者抽出）
- 通知書作成

5　通知数　500名

6　要求予算　委託料：1,625千円